

## 東員町社会福祉協議会 地域福祉活動助成事業 実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東員町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、だれもが住み慣れた地域で幸せに暮らすことができる地域福祉活動を、共同募金配分金を活用して助成するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

### (助成の対象)

第2条 助成の対象は、地域福祉座談会を開催し、だれもが住み慣れた地域で幸せに暮らすことができる地域福祉活動を自主的・自発的に行い、共同募金運動を地域住民へ啓発できる町内の自治会とする。

### (助成対象になる事業)

第3条 次に掲げる条件を満たす事業を対象とする。

- (1) 地域住民が享受できる事業であること。
- (2) 行政又は他の助成団体等の補助や助成を受けない事業であること。
- (3) 適正な計画等に基づいた事業であること。
- (4) 年度末までに実施完了する事業であること。

### (助成対象外経費)

第4条 次の各号に該当する経費は、対象外とする。

- (1) 土地建物の購入経費
- (2) 借入金の償還
- (3) 人件費
- (4) 事務経費（当該事業に要する事務費は助成対象とする）
- (5) 食糧費（ただし、各種会議に係る茶菓に要する経費は助成対象とする）
- (6) 会報及び機関誌等の発行経費（ただし、会報・機関誌に共同募金運動事業を掲載（按分）するものは助成対象とする）
- (7) 既存事業で財源振替と認められる活動に係る経費（ただし、既存事業であっても、新たな工夫を加えるなど内容が拡充されるものは助成対象とする。）
- (8) 光熱水費
- (9) 家賃
- (10) 特定の個人が使用したり、特定の個人に貸し出す備品の購入経費や修繕・改修費
- (11) 個人給付的な飲食費、旅費宿泊費、見舞金などに要する経費
- (12) その他審査により趣旨に合致しないと判断された経費
- (13) 上記以外で、既に支払が完了している経費

### (助成額)

第5条 助成は、次の各号に定める区分に基づき、本会の予算の範囲内で1年に1回助成する。

(1) 地元 “らぶ” 応援助成

助成率は 10/10 とし、助成上限金額 1 回につき 5 万円とする。ただし、助成回数は 3 回を上限とする。

(2) もっと地元 “らぶ” 応援助成

助成率は 10/10 とし、助成上限金額 1 回につき 10 万円とする。ただし、助成回数は 2 回を上限とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、地域福祉活動助成金交付申請書(第1号様式)及び関係書類を本会会長へ提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 本会会長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、助成金交付の適否及び助成金の額について審査し決定する。

2 本会会長は、前項の決定にあたり、必要に応じて別に定める地域福祉活動助成事業審査会を開催し、意見を求めることができる。

(決定の通知)

第8条 本会会長は、前条の規定により決定した内容を、地域福祉活動助成金交付・不交付決定通知書(第2号様式)により当該申請者に通知する。

(助成金の請求)

第9条 申請者は、前条の助成金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本会指定の請求書(第3号様式)により助成金を請求する。

(申請事項の変更)

第10条 助成金交付の決定を受けたもの(以下「助成決定者」という。)が、当該事業の内容を変更(本会会長が定める軽易な変更を除く。)又は中止しようとするときは、速やかに地域福祉活動助成事業内容変更(中止)承認申請書(第4号様式)を提出し、本会会長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 助成決定者は、助成事業が完了したときは、速やかに地域福祉活動助成事業実績報告書(第5号様式)に必要書類を添えて本会会長に提出しなければならない。

(交付の取消及び助成金の返還)

第12条 本会会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消し、若しくは助成金の額を減額し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 助成金交付の条件に違反したとき。

- (2)虚偽その他不正な行為により助成金を受け、又は受けようとしたとき。
- (3)予定通り事業を実施したものの、残金が発生したとき。
- (4)前3号のほか、本会会長が不適当と認めたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 要綱施行日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和5年3月1日から施行し、令和5年2月1日から適用する。